

I. 総括研究報告
障害児（その疑い）の虐待予防のための研究
有村 大士

厚生労働科学研究費補助金(障害者総合研究事業)
総括・分担研究報告書

障害児（その疑い）の虐待予防のための研究
障害児虐待予防のための包括的支援マニュアルの作成に関する研究

研究代表者 有村 大士 日本社会事業大学 淮教授

研究要旨

障害児虐待の予防のためには、虐待を発見するだけでは問題は解決せず、問題が発生する前に予防できるよう、包括的な支援の充実を図る必要がある。本研究では、障害児虐待の包括的な予防のために、積極的な権利養護の観点から、直接的な家族支援やペアレンティング等のガイドラインの実施状況を把握・検討し、障害児虐待の予防に焦点を当てた課題を抽出すると共に、関係機関、特にきめ細やかな寄り添い支援を行う機関に対しての調査を実施し、包括的なマニュアルの作成を目的とする。令和3年度は障害児虐待の実態と課題を把握した。死亡事例の検証においては、障害児虐待の疑いのある事例が16.2%されるとともに、障害のある子どもを育てる家庭への支援などの具体的な対策、あるいはその対策を練るために検討のあり方についても課題提起ができた。

さらに、障害のある子どもを育てる養育者に対するプログラムについても検討したが、子ども一人ひとりに向き合う姿勢を始め、その支援の必要性と効果について、明確に確認できた。
令和4(2022)年度に実施する調査票による詳細な実態把握、グッドプラクティスの収集、さらに包括支援マニュアルの作成に向けて具体的な方法が検討できた。

研究分担者：

米山明(社会福祉法人日本肢体不自由児協会心身障害児総合医療療育センター・外来療育部・部長)
永井 利三郎(桃山学院教育大学・人間教育学部・教授)
北山 真次(姫路市総合福祉通園センター・所長、一般社団法人全国児童発達支援協議会・理事)

研究協力者：

相澤林太郎(国立武蔵野学院)
長瀬美香(心身障害児総合医療療育センター)
北川聰子(社会福祉法人麦の子会)
光真坊浩史(品川区立品川児童学園)
河内美恵(国立障害者リハビリテーションセンター)
川崎二三彦(子どもの虹情報研修セン

タ一)

河尻 恵(国立武蔵野学院 院長)
小崎慶介(心身障害児総合医療療育センター 所長)
児玉和夫(日本重症心身障害福祉協会)
佐藤拓代(公益社団法人母子保健推進会議)
下山田洋三(愛徳医療福祉センター)
中田洋二郎 立正大学(名誉教授 日本PT研究会理事)
西牧謙吾 国立障害者リハビリテーションセンター(病院長)
原口英之(所沢市こども支援センター発達支援エリア)
鷺山 拓男(一般社団法人 日本子ども虐待防止学会)

A. 研究目的

障害児虐待の予防のためには、虐待を発見するだけでは問題は解決せず、問題が発

生する前に予防できるよう、包括的な支援の充実を図る必要がある。これまででも、研究代表者、研究分担者が関わった研究でも、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後デイサービスガイドライン」、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」、「障害児虐待予防マニュアル」等が作成されてきた。しかしながらまだまだ実施普及には課題がある。また虐待予防という観点で、子どもと養育者を中心とした包括的な支援体制を構築する必要がある。本研究では、障害児虐待の包括的な予防のために、積極的な権利養護の観点から、直接的な家族支援やペアレンティング等のガイドラインの実施状況を把握・検討し、障害児虐待の予防に焦点を当てた課題を抽出すると共に、関係機関、特にきめ細やかな寄り添い支援を行う機関に対しての調査を実施し、包括的なマニュアルの作成を目的とする。

令和3年度は障害児虐待の実態と課題を把握する。令和4年度は、グッドプラクティスを把握し、包括的なマニュアルを作成する。

B. 研究方法

本研究は3段階に分けて実施する。調査の実施にあたっては、全国児童発達支援協議会、日本ペアレント・トレーニング研究会、日本子ども虐待防止学会 障害児虐待ワーキンググループ等の協力を得た研究班体制を設定し、インターネット等を活用して調査を実施する。

1年目となる令和3年度は、研究協力をいただく各団体との連携を行なながら、①障害児入所施設に対する調査の調査票の作成、及びその収集、分析システムの構築、②障害児に関する死亡事例の収集と分析、③児童養護施設におけるペアレントトレーニングプログラムの試行と評価、④2年目(令和4年度)に行なうグッドプラクティス収集に向けて、先駆的な実践を行う障害児通所支援施設へのプレ調査、⑤2年目(令和4年度)に向けて調査、試行プログラム実施に向けての調整を行った。

C. 研究結果と考察

① 障害児入所施設に対する調査の調査票の作成、及びその収集、分析システムの構築

調査票を作成し、分析のためのデータ収集、入力システムを作成した(資料参照)。

② 障害児に関する死亡事例の収集と分析

児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)が施行された2000年11月20日から2020年3月末までの間に報告された266の検証報告書から、障害児がその対象となっていたと考えられる43報告書(41事例、41人の被害児童)を分析し、その結果を検討した。

本研究では、上記のような事情もふまえ、対象児童を児童福祉法における障害児の規定の範囲にとどめず、なるべく広範な事例を含めることとした。具体的には、自治体検証報告において、「身体疾患」「精神疾患」「知的障害」「発達障害」といった用語が見られる事例、及びそれらを表すような他の言葉、さらにその疑いがある事例を抽出した。

児童虐待防止法が施行された2000年11月20日から2020年3月末までの間に自治体が公表した266の検証報告書を調査した結果、16.2%に当たる43報告書において、障害児等が被害に遭って死亡した事例(41事例41人)を確認した。

被害児が抱えていた障害等の内訳は、多い順に発達障害41.5%、身体障害29.3%、知的障害19.5%、複合型はそれぞれ4.9%であった(複合型とは、身体障害と発達障害の併存、身体障害と知的障害の併存)。

これらの事例における加害の動機が、全て被害児童の障害等に起因するとまでは言えないにしても、背景要因となっている可能性は否定できず、障害児等をかかえる保護者への支援の重要性が浮かび上がったものと言えよう。

事例の分析の中で注目すべき点の一つは、被害児童の年齢である。すでに明らかのように、専門委員会報告によると、「心中以外」では乳幼児、わけても0歳児の被害が多く、「心中」では、年齢にバラツキがあって比較的高年齢児も被害に遭っていた。一方、本研究による障害児等は、「心中」「心中以外」

ともに比較的高年齢児にまで被害が及んでいた。明確な理由は不明だが、前研究でも述べたように、養育等における並大抵ではない苦労に疲弊する、あるいは障害の受容ができず追い詰められる、障害があると認識するまでに時間を要するといった可能性も考えられた。

③ 児童養護施設におけるペアレントトレーニングプログラムの試行と評価

近年、児童福祉施設では、被虐待児や障害児の入所が増加しており、それに伴って施設職員には入所児童の特性を考慮した対応が求められている。しかし、限られた人員配置の中で様々な特性を持つ子どもへの対応を行うにあたり、施設内での職員による虐待など、不適切なかかわりを行ってしまうケースが少くない。筆者は、子どもの特性や行動を理解し、職員が気持ちに余裕をもって子どもと関わったり、職員同士でエンパワメントできるような関係性を組織内で築いたりすることによって、職員の負担軽減及び子どもの行動変容につながり、施設内虐待などの不適切なかかわりを防止することができるのではないかと考えている。そこで、左記に述べたような事象の達成を目的として、これまでに複数の児童福祉施設や一時保護所における職員向け研修で、治療的養育やトラウマ・インフォームドケアを念頭に置いたペアレント・トレーニングを実施してきた。

これまでに開催したペアレント・トレーニング研修の効果について、職員向けアンケートの回答を分析したところ、職員への効果及び子どもへの効果が認められた。まず、職員への効果については、子どもを楽にほめることができるようにになったと感じた職員や、子どもの行動を理解して対策が考えられるようになり、関わりに自信が持てるようになったと感じた職員が数多く見受けられた。また、子どもへの効果については、ペアレント・トレーニングを経た職員のかかわりにより、子どもたちの好ましい行動も増え、反抗的な行動が減ったと感じている職員が多いということが明らかになった。今後の課題としては、児童福祉施設でペアレント・トレーニングを実施するにあたり、できるだけ多くの職員が参加し、一貫した関わりができるように工夫することが挙げられる。

令和3年度は、入所型の児童福祉施設職員向けのティーチャーズ・トレーニング(ティートレ)の基本プログラムを作成し、その効果を確認した。

令和4年度では、さらにトラウマ・インフォームドケア、アンガーマネジメント、アサーションを含んだプログラムを作成し、実践する。また、通所型の施設や学校などのティーチャーズ・トレーニング研修の実践を計画している。

障害児の養育者向けのペアトレはこれまで広く実践され、子どもと養育者双方に有用であることは報告されてきている。が、虐待予防の観点からの効果を検証していく。また、被虐待歴のある養育者などにおけるペアトレの手法の課題についても検討する。

④ 2年目(令和4年度)に行うグッドプラクティス収集に向けて、先駆的な実践を行う障害児通所支援施設へのプレ調査

⑤ 2年目(令和4年度)に向けて調査、試行プログラム実施に向けての調整

D. 結論

本年度は実態把握と、2年目(令和4年度)のグッドプラクティスの収集、及び包括支援マニュアルの作成に向けての調整が主となつた。

死亡事例の検証においては、障害児虐待の疑いのある事例が16.2%されるとともに、障害のある子どもを育てる家庭への支援などの具体的な対策、あるいはその対策を練るために検討のあり方についても課題提起ができた。

さらに、障害のある子どもを育てる養育者に対するプログラムについても検討したが、子ども一人ひとりに向き合う姿勢を始め、その支援の必要性と効果について、明確に確認できた。

その他の質問し調査や研究倫理審査委員会の対応も含め、2年目に実施することになった内容も多かった一方、細かい調整等が進められた。調査票によるより詳細な実態把

握、グッドプラクティスの収集を行い、さらに包括支援マニュアルの作成に向けて検討を進めたい。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

日本子ども虐待防止学会 かながわ大会
学会企画シンポジウム「障害児虐待予防：家族支援の実際と今後のあり方を考える(ペアレント・トレーニングを含む)」(令和3年12月9日)

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし